

浜岡5号機における関西電力(株)美浜発電所3号機二次系配管破損事故時に発生した補助給水流量制御弁の一時的動作不具合に係る調査結果について

平成 18 年 3 月 14 日

平成16年8月9日に発生した関西電力株式会社美浜発電所3号機の二次系配管破損事故において、補助給水流量制御弁(※1)が一時的に開動作しない事象がありました。

この事象は、事故発生直後の運転操作中において、当該弁の出口側に加わる圧力(背圧)が一時的に弁を開操作する力を上回ったために発生したものとされています。

本事象を受け、原子力安全・保安院から指示文書(※2)が出されました。

当社は、指示に基づく調査を行い、その結果、5号機において一時的に動作しない可能性のある弁がないことを確認しました。

これらの結果をとりまとめ、本日(3月14日)、「浜岡原子力発電所第5号機 美浜発電所3号機二次系配管破損事故時に発生した補助給水流量制御弁の一時的動作不具合に係る調査の結果報告書」を原子力安全・保安院に提出しました。

- ※1 加圧水型原子炉では、二次系配管破損事故等により蒸気発生器へ通常の給水ができなくなった場合に、原子炉の冷却を維持するため補助給水系による蒸気発生器への給水が行われます。補助給水流量制御弁は、この給水の流量を制御する弁です。
- ※2 平成17年7月1日、原子力安全・保安院より、当社を含めた発電用の原子炉施設を有する事業者及び再処理事業者に対し、「美浜発電所3号機二次系配管破損事故時に発生した補助給水流量制御弁の一時的動作不具合に係る対応について」と題する指示文書が出されました。内容は、背圧によって動作しない可能性のある弁の有無を調査し、その結果を原子力安全・保安院に報告するとともに、該当する弁があった場合はその対策について原子力安全・保安院に報告するというものです。

以上